

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（5.6.28 公布、同日施行（5.4.1 適用））を踏まえ、次のとおり介護補償額を改定するほか、婦人補導院法（4.5.25 公布、6.4.1 施行）の廃止により、所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき。（他人介護）【上限月額】	171,650円	172,550円	85,780円	86,280円
(2) 親族等による介護を受けたとき。（家族介護）【最低保障月額】	75,290円	77,890円	37,600円	38,900円

2 施行期日等

(1) 介護補償額の改定

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

(2) 婦人補導院法の廃止による規定整備

令和6年4月1日